

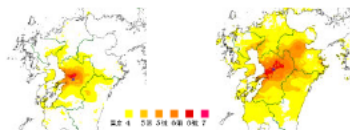
第1章 計画策定の背景

第1章では、計画策定の背景として、近年の地震災害や風水害の事例を述べるとともに、国における対策の検討状況等について整理する。

1 近年の地震災害事例と国の取組

(1) 近年の主な地震災害事例

- ①平成23年東日本大震災
- ②平成28年熊本地震



熊本地震の震度分布
(左：平成28年4月14日、右：平成28年4月26日)

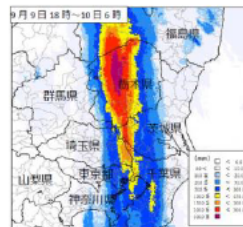
(2) 国の地震・津波対策の取組方向

- ①災害対策基本法の見直しの概要
- ②「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要
- ③「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の概要
- ④「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」の概要

2 近年の風水害事例と国の取組

(1) 近年の主な風水害事例

- ①平成23年紀伊半島大水害
- ②平成27年9月関東・東北豪雨
- ③平成28年台風第10号
- ④平成29年7月九州北部豪雨
- ⑤平成29年台風第21号
- ⑥平成29年1月14日から16日にかけての大雪



平成27年9月関東・東北豪雨鬼怒川流域における雨量のピーク時間帯を含む12時間降水量分布

(2) 国の風水害対策の取組方向

- ①水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループでの検討結果
- ②総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループでの検討結果
- ③水防法、土砂災害防止法の改正
- ④洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループでの検討状況

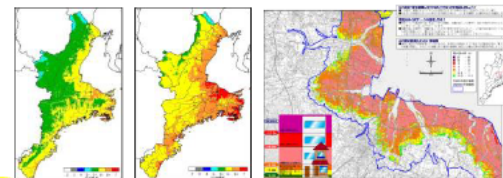
第2章 対策上想定すべき災害の様相

第2章では、三重県の防災・減災対策の前提となる地震や風水害について、その様相や対策の考え方についての概要を示す。

1 三重県が対策上想定すべき地震

(1) 南海トラフ地震の様相

- ①ハザード予測結果
- ②リスク予測結果
- ③減災効果



想定地震における震度予測図
(左：過去最大クラス南海トラフ地震、右：理論上最大南海トラフ地震)

(2) 内陸直下型地震の様相

- ①ハザード予測結果
- ②リスク予測結果

(3) 地震対策の考え方

- ・「過去最大クラスの南海トラフ地震」は、ハード・ソフト両面から県が直ちに取り組みなければならない地震・津波対策の基本となるもの。
- ・「理論上最大の南海トラフ地震」は、「津波から逃げるために最善を尽くす」ための対策を講じるものとする。
- ・「内陸直下型地震」は、内陸部における揺れ対策に生かしていくことを目的としたもの。

2 三重県が対策上想定すべき風水害

(1) 近年の気象の傾向

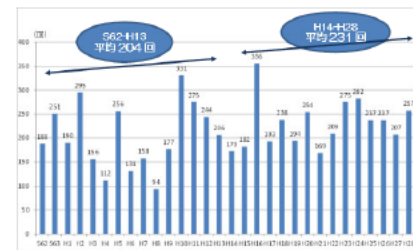
- ①台風の発生傾向
- ②大雨の発生傾向
- ③竜巻・大雪の発生傾向

(2) 近年の風水害の状況

- ①洪水被害の状況
- ②土砂災害の状況
- ③高潮災害の状況

(3) 風水害対策の考え方

- ・「発災までに時間的余裕のある風水害」は、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策など、「公助」を中心とした対応。
- ・「発災までに時間的余裕のない風水害」は、県民や地域が自らを守るため、「自助」「共助」の取組を促進するための対策を講じるものとする。



全国における1時間あたり50mm以上の降雨の1,000地点あたり発生回数

三重県防災・減災対策行動計画（案）の概要について（2/4）

第3章 「新地震・津波対策行動計画」、「新風水害対策行動計画」の検証と結果

第3章では、県内の防災・減災対策がどの程度進捗し、現在、どのような課題があるのかを明らかにするため、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」におけるこれまでの取組を検証する。

県内の防災・減災対策の取組実績

現行行動計画により進めてきた取組により、県だけでなく、市町や地域の自主防災組織、県内企業、県民による防災・減災対策がどの程度進捗したかを把握・分析するため、平成29年度に「県内防災・減災対策現況調査」を実施し、その結果を以下のとおり整理した。

（1）県民の防災行動の促進

- ・「住宅耐震化」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているが、目標に達していない。
- ・県民の「家具固定、転倒防止対策」は、H24 51.8%→H28 50.1%と進んでいない。

（2）防災人材の育成・活用

- ・みえ防災・減災センターで育成した防災人材は平成28年度末時点で1,005名となり、育成が進んだが、防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成28年度で一人当たり0.86回/年で、育成した**防災人材の活用**が進んでいない。
- ・自主防災組織で避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は15.5%（平成27年3月31日現在）にとどまるなど、活動が活性化できていない。
- ・消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年1回開催するとともに、これまでに県内5地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施している。

（3）災害時に配慮を要する人々の対策

- ・避難行動要支援者名簿の策定は、平成29年度中に県内全市町で作成済みとなる見込み。
- ・避難行動要支援者の個別支援計画の策定が進んでいない。
- ・福祉避難所は364施設が指定されているが、**運営マニュアル**の作成が進んでいない。
- ・女性や外国人など多様な避難者に配慮した避難所運営体制整備を進めているが、**避難所ごとの運営マニュアル**の作成に取り組む市町数は、9市町にとどまる。
- ・観光防災の取組を進めているが、取組が一部地域に限られ、**県全体に広がっていない**。

（4）防災教育の推進

- ・「防災ノートの活用」、「学校防災リーダーの養成」等により、**防災教育の取組が学校現場に定着した**。

（5）重要施設の耐震化

- ・「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.4%、公立小中学校および県立学校における耐震化率は、100%となり、対策が進んだ。
- ・県立学校の非構造部材の耐震化は、**進んでいない**。

（6）災害に強いまちづくりの推進

- ・海岸保全施設および河川堤防の脆弱箇所の補強対策および耐震対策は、必要箇所すべてで完了した。
- ・海岸堤防および河川堤防の整備を計画的に進めているが、整備の必要な箇所は多く残されている。
- ・土砂災害防止施設、治山ダムや土留工、災害に強い森林づくりについても、整備の必要な箇所は多く残されている。

（7）避難対策の促進

- ・9市町において22基の津波避難タワー等が整備されるなど、**津波避難困難地域の解消が進んでいる**。
- ・「Myまっぴら」を活用した地域全体の津波避難計画作成は、熊野灘沿岸地域に比べ、**伊勢湾沿岸市町における取組の広がりが見られない**。
- ・平成27年度の水防法改正により、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられた。

- ・土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の完了率はH26 44.0%→H28 74.9%となった。
- ・県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結された。

（8）災害対策本部の機能強化

- ・災害対策本部運営要領の見直し、防災関係機関との連携強化、図上訓練・実働訓練の実施、三重県BCPの策定等により、**災害対策本部機能の強化を図った**。
- ・「三重県防災情報プラットフォーム」の運用、「緊急速報メール」の全市町での導入等により、**防災情報の共有・伝達体制を整備した**。
- ・伊勢志摩サミットを契機に「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の運用を伊勢志摩地域で開始した。
- ・平成29年度中に「**三重県版タイムライン（仮称）**」を策定する見込み。

（9）緊急輸送の確保と孤立の解消

- ・ミッシングリンクの解消や県管理道路の緊急輸送道路の改良、道路啓開基地の整備を進め、緊急輸送機能の確保を図った。
- ・県防災ヘリコプターの更新、航空燃料備蓄貯蔵所の整備により、緊急輸送機能や孤立地区対策を強化した。

（10）広域受援体制の整備

- ・北勢広域防災拠点が完成し、**県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了した**。
- ・平成29年度に「**三重県広域受援計画（仮称）**」を策定し、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給および電力・ガスの臨時供給、応援職員・ボランティアの受入にかかる広域受援体制の整備を図った。

（11）災害医療機能の強化

- ・災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化は進んだが、**二次救急医療機関における耐震化は目標に達していない**。
- ・災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を実施し、**県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図った**。
- ・災害医療コーディネーター、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、保健所等を厚生委員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、**地域の災害医療体制の整備について検討を行った**。
- ・**SCUの設置**や、関係機関との連携にかかる**訓練を実施している**。

（12）企業防災活動の推進

- ・みえ防災・減災センターに事務局が設置された「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業に対し、地域別企業防災研修等を開催し、**県内企業等の防災力向上の取組を進めた**。
- ・「みえ企業等防災ネットワーク」でBCP普及分科会を開催する等、**BCP策定希望企業に対する支援を行っている**。
- ・「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、**企業における防災人材の育成を行っている**。

（13）ボランティア活動支援体制の充実

- ・現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成を促進し、策定した市町は17市町となった。
- ・マニュアル策定市町のうち、12市町では**現地ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されている**。
- ・大規模災害時のボランティアやNPOによる連携を強化を図るため、災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登録団体数はH24 24団体→H28 90団体と増加した。
- ・被災者の多様なニーズに対応できる**専門性の高いNPOを発掘・育成し**、災害時前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体はH24 0団体→H28 2団体となった。

（14）復興体制の整備

- ・「**三重県復興指針**」を策定し、復興プロセスにおいて必要となる対策や手順を整理した。
- ・「災害廃棄物処理計画」について、市町計画の作成を支援し、**県・市町すべての計画が策定される見込み**。
- ・大規模災害発生時において速やかな策定・公表が求められる「**三重県住生活再生計画（仮称）**」策定のための事務処理マニュアル」の作成を行った。
- ・中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、「**三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針**」を策定した。

三重県防災・減災対策行動計画（案）の概要について（3/4）

第4章 検証結果から見えてきた課題

第4章では、第3章で整理した県内の防災・減災対策の検証結果をふまえ、「三重県防災・減災対策行動計画」で取り組むべき課題について、以下のとおり整理する。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

【地域における防災力の向上】

（1）県民の防災行動の促進

- ・啓発と、耐震改修にかかる経費負担の軽減による住宅耐震化の促進
- ・積極的な啓発と、家具固定にかかる手間を軽減して家庭における耐震対策の取組を促進

（2）防災人材の活用

- ・現場経験や地域との顔の見える関係を構築する機会を設け、育成した防災人材のスキルアップを促進
- ・自主防災組織活動の継続性とレベルアップを図るため、自主防災組織リーダーをサポートする体制を構築
- ・消防団と自主防災組織の連携の取組の促進

（3）災害時に配慮を要する人々の対策

- ・避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進
- ・女性や外国人など多様な避難者に配慮した避難所ごとの運営マニュアル作成を促進
- ・市町による車中泊等避難所外避難者支援対策の促進

（4）地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）作成の促進

- ・「Myまっぷラン」等を活用した住民・地域の津波避難計画づくりの促進
- ・想定最大規模の洪水浸水予測ハザードマップ作成と、地域における洪水避難計画作成の促進
- ・土砂災害警戒区域等の指定と、地域における土砂災害避難計画作成の促進
- ・地域における地区防災計画作成の促進

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

【県・市町の災害対策活動の強化】

（5）市町によるみえ防災・減災センターの活用

- ・解決困難な課題の検討などにおいて、市町におけるみえ防災・減災センター機能の活用を促進

（6）市町への三重県版タイムラインの展開

- ・市町におけるタイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入促進

（7）市町の受援体制の整備（物資、ボランティア、応援職員）

- ・各避難所までの物資輸送体制、現地のボランティアの受入体制、全国からの応援職員の受入体制など、市町の受援体制の整備を促進

（8）県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

- ・県北部海拔ゼロメートル地帯における広域避難の具体的な体制の検討促進

（9）災害対策活動におけるICT等の活用

- ・「三重県防災情報プラットフォーム」の運用や機能の改善
- ・国における「災害情報ハブ」等、ICTを活用した災害対策活動効率化の仕組みの活用検討
- ・「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の南部展開促進および伊勢湾岸地域への導入検討

（10）災害医療機能の強化

- ・災害医療の拠点となる施設の耐震化促進
- ・災害医療コーディネーターの資質向上と災害医療ネットワークの構築の促進

（11）防災関係機関とのさらなる連携

- ・気象台、自衛隊等防災関係機関とのさらなる連携の強化

（12）「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応

- ・国において検討が進められている「大規模地震対策特別措置法」の見直しについて、動向を注視し、県の体制に適切に反映

（13）重要施設の新構造部材の耐震化

- ・公立小中学校、県立学校における新構造部材の耐震化促進

【様々な主体による防災力の向上】

（14）防災教育の推進と学校、地域の連携

- ・防災ノート等の活用による防災教育の推進
- ・学校防災リーダーの養成
- ・学校と地域、家庭との連携を一層促進

（15）福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保

- ・福祉避難所運営マニュアルの作成促進
- ・福祉避難所の運営の核となる人材確保

（16）観光客支援対策

- ・観光防災の取組の県内全域への水平展開

（17）内陸直下型地震への対応

- ・県内活断層の県民への周知促進

【災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）】

（18）緊急輸送道路等の確保対策

- ・ミッシングリンクの解消の促進
- ・緊急輸送道路に指定されている県管理道路の機能確保

（19）洪水防止対策、海岸保全対策、土砂災害対策の推進

- ・河川整備の促進
- ・河川堆積土砂撤去の推進
- ・海岸保全施設の整備促進
- ・土砂災害防止施設の整備促進
- ・治山ダムや土留工の整備による山地災害防止対策の推進
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりの推進

三重県防災・減災対策行動計画（案）の概要について（4/4）

第5章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「三重県防災対策推進条例」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画である。

(2) 目的

本計画は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とする。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進める。

2 防災の日常化

(1) 「防災の日常化」の考え方

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態をめざし、三重県では「防災の日常化」の定着を図るための取組を進める。

(2) それぞれの取組主体に期待される役割

計画の推進にあたっては、県だけでなく、市町や防災関係機関等も含めた「公助」の取組のほか、県民や地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠であるため、それぞれの取組主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集して、「防災の日常化」をめざす。

第6章 計画の基本事項

1 施策体系

「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、「三重県地域防災計画」の部・章・節の構成を取り入れた形で、【施策の柱】、【施策項目】、【施策小項目】からなる「政策体系」を定める。

なお、これら「施策体系」に沿った具体的な行動を、本計画では「行動項目」として掲げる。また、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するとともに、これに寄与する行動項目を「重点行動項目」として選択する。

2 計画期間

5年間（2018年度～2022年度）

3 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図る。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行う。

なお、平成31年度は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、これに合わせて本計画の中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図る。

第7章 課題解決に向けた重点的取組

近年の災害事例や県内の防災・減災対策における課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を、7つの「重点的取組」として設定するとともに、それらの「取組」を進めていくうえで必要と考えられる行動項目を、第8章から選択して、69項目からなる「重点行動項目」として選定。計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

(重点的取組1)

県民の防災活動をさらに促進する

(重点的取組2)

育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

(重点的取組3)

各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

(重点的取組4)

近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

(重点的取組5)

県・市町の災害対策活動をさらに強化する

(重点的取組6)

様々な主体による防災力をさらに向上する

(重点的取組7)

災害に強いまちづくりを進める

第8章 行動計画

第8章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を、取組内容の進捗を把握するための目標項目や数値目標などを掲げて示すこととする。

本計画では、「施策体系」に基づく具体的な行動を、182項目の「行動項目」として掲げる。

「行動項目」には、それぞれ計画期間中に達成すべき「目標項目」と「目標値」を設定し、これを実施することにより、「三重県地域防災計画」に掲げる対策の計画的な推進を図る。